

27監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年9月30日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月17日

福岡市監査委員	川上晋平
同	大石修二
同	齋田雅夫
同	伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

27監査公表第8号（平成27年7月2日付 福岡市公報第6220号(別冊) 公表) 分
 ……12件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

27 監査公表第8号（平成27年7月2日付 福岡市公報第6220号(別冊) 公表) 分
 (事務監査)

1 局別監査

(1) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託料等の履行確認について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託業務等が完了したときは、福岡市契約事務規則に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料等を支払わなければならない。また、契約の相手方から完了報告書が提出されない場合は、相手方に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成26年度の「香椎振興整備事務所清掃委託」外4件において、四半期ごとの支払いに伴う履行検査を行うよう定めているが、実査日現在(平成26年12月4日)、第1四半期(4～6月分)及び第2四半期(7～9月分)の完了報告書の提出がなく、完了検査及び支出事務を行っていなかった。</p>	<p>実査日以降、速やかに完了検査及び支出事務を行った。</p> <p>委託契約の完了確認・検査、支出事務については、平成27年2月の課内会議において、適正な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>完了検査日や支払日等を確認するため、チェックリストを活用するなど、再発防止に努めている。</p>

<p>今後、適正に完了検査を行うとともに、速やかに委託料等を支払うよう十分注意されたい。</p> <p>(計画課)</p>	
<p>(イ) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成25年度の委託料等の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 平成25年度「都心部における民間開発誘導支援制度パンフレット等作成業務委託」の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(都心再生課)</p>	<p>委託料等の支出事務については、平成 27 年 2 月の課内会議において、適正な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>完了検査日や支払日等を確認するため、チェックリストを活用するなど、再発防止に努めている。</p>
<p>B 平成25年度「違反広告物除却作業委託」(単価契約)の委託料の支出において、第1四半期分(4～6月分)の検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(都市景観室)</p>	<p>委託料等の支出事務については、平成 27 年 2 月の課内会議において、適正な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>完了検査日や支払日等を確認するため、チェックリストを活用するなど、再発防止に努めている。</p>
<p>C 平成25年度「香椎振興整備事務所(建物)賃貸借契約」外1件の賃貸借料の支出において、第1四半期分(4～6月分)の履行完了確認から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(計画課)</p>	<p>委託料等の支出事務については、平成 27 年 2 月の課内会議において、適正な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>完了検査日や支払日等を確認するため、チェックリストを活用するなど、再発防止に努めている。</p>
<p>D 平成25年度の不動産鑑定料(2件)の支出において、履行完了確認から支払いまで長期日数を要していた。</p>	<p>委託料等の支出事務については、平成 27 年 2 月の課内会議において、適正な事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p>

(みどり管理課)	完了検査日や支払日等を確認するため、チェックリストを活用するなど、再発防止に努めている。
----------	--

(工事監査)

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A アルミ面格子新設の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心身障がい福祉センター外壁改修その他工事[No.2]</p> <p style="padding-left: 4em;">(契約金額4,183万6,200円)</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は心身障がい福祉センターの外壁等の改修工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">便所外部窓にアルミ面格子を新設することとしていたが、積算において新設費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(障がい者施設支援課， 財政局施設建設課 関連)</p>	<p>積算・設計業務について、平成27年7月に「建築設計・積算業務の精度向上の取組み方針」を定め、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(財政局施設建設課)</p>
<p>B 設計変更に伴う外装壁タイル張りの積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心身障がい福祉センター外壁改修その他工事[No.2]</p> <p style="padding-left: 4em;">(契約金額4,183万6,200円)</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は心身障がい福祉センターの外壁等の改修工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">外壁の補修については補修箇所の数に変更が生じたことから設計変更を行ったものであるが、その積算において外装壁タイル張りの数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>積算・設計業務について、平成27年7月に「建築設計・積算業務の精度向上の取組み方針」を定め、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(財政局施設建設課)</p>

<p>(障がい者施設支援課， 財政局施設建設課 関連)</p>	
<p>(イ) 契約において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 心身障がい福祉センター外壁改修その他工事[No. 2] (契約金額4, 183万6, 200円) 本工事は心身障がい福祉センターの外壁等の改修工事である。 外壁の補修については補修箇所の数量に変更が生じたことから設計変更を行ったものであるが，その契約変更時に共通仮設費及び現場管理費を当初設計で誤っていたとして減額を行っていた。 請負代金の変更は，契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められているが，それ以外の事項については受注者と協議し定めることとされている。 しかしながら，共通仮設費及び現場管理費の減額の変更について受注者との協議を行わないまま変更を行っており，適正な契約変更ではなかった。 今後は，適正な契約変更に努められたい。 (障がい者施設支援課， 財政局施設建設課 関連)</p>	<p>受注者と協議して定める変更手続きについて，平成27年7月に所属職員に対し研修を行い，周知徹底を図った。 また，積算システムの改善を行った。 (財政局施設建設課) より適正な契約事務の執行を図るために，工事契約を担当する職員に，契約課が平成27年9月に実施した「契約事務基礎研修」を受講させた。 (障がい者施設支援課)</p>

(2) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 間接工事費の積算を適正に行うべきもの 雑餉隈仮設自転車駐車場駐輪機器設置工事[No. 3]</p>	<p>間接工事費の積算については平成27年6月に，所属職員に対して職場研修を実施し，適正な積算を行うよう周知徹底を図った。 さらに，8月には監査事務局から講師を招いて，「工事監査と誤りやすい事例」をテーマに研修を実施し，再発防止の徹底を図った。</p>

<p>(契約金額4,502万9,250円)</p> <p>本工事は西鉄天神大牟田線連続立体交差事業に伴う仮設自転車駐車場の駐輪機器を設置する工事である。</p> <p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)を算定する際には、施工地域、工事場所を考慮した経費率の補正を行うようになっているが、本工事の積算において間接工事費の補正の適用を誤り、「市街地」の補正係数を適用すべきところ「地方部(影響なし)」を適用して積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>た。</p>
<p>B 間接工事費等の積算を適正に行うべきもの</p> <p>雑餉隈仮設自転車駐車場駐輪機器設置工事[No.3]</p> <p>(契約金額4,502万9,250円)</p> <p>本工事は西鉄天神大牟田線連続立体交差事業に伴う仮設自転車駐車場の駐輪機器を設置する工事である。</p> <p>駐輪施設工の積算において、システム設計費を計上していたが、同費用は機器の「パッケージソフトウェア」に該当し、施工現場において加工等を必要としないことから、経費等の対象外として間接工事費等の算定を行うべきところ、誤って経費等の対象として同費用の算定を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>間接工事費の積算については平成27年6月に、所属職員に対して職場研修を実施し、適正な積算を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>さらに、8月には監査事務局から講師を招いて、「工事監査と誤りやすい事例」をテーマに研修を実施し、再発防止の徹底を図った。</p>
<p>C 見積積算を適正に行うべきもの</p> <p>キャナルシティ歩道橋橋梁補修工事[No.11]</p> <p>(契約金額4,140万5,040円)</p>	<p>見積積算については、平成27年6月に、所属職員に対して職場研修を実施し、見積額の採用基準を再確認するとともに、積算業務においては十分な精査・チェックを行うよう</p>

<p>本工事は歩道橋の老朽化対策として塗装の塗替等を行う橋梁補修工事である。</p> <p>標準積算基準書等に掲載のない歩掛等の見積積算の方法については、見積額の最低値を採用するようにしていたが、平成26年10月1日以降に見積りを徴収するものから、資材単価については見積額の平均額、施工単価については見積額の平均額直下の見積額を採用するように見直しが行われた。</p> <p>しかし、平成26年10月以前に発注した工事等の設計変更については、起工時に採用した見積積算と同じ方法で見積積算を行うようになっている。</p> <p>本工事については、設計変更の積算において枠組・単管兼用足場及び排水管設置工について3社から平成26年10月1日以降に見積りを徴収し、徴収した3社の見積額の平均額直下の見積額を採用して積算を行っていたが、起工時には見積額の最低値を採用しており、設計変更においても最低値を採用すべきであった。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、見積書では資材の運搬に要する費用が計上されていたが、誤って未計上のまま積算を行っていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>指導、徹底した。</p> <p>さらに、8月には監査事務局から講師を招いて、「工事監査と誤りやすい事例」をテーマに研修を実施し、再発防止の徹底を図った。</p>
---	---

(3) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 側溝工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道千鳥橋唐人町線道路改良工事(第11工区) [No.1]</p>	<p>設計積算業務については、所属において監査の指摘事項を参考に研修を実施し、職員の意識改革並びに再発防止に向けて周知徹底を行った。</p> <p>また、所属職員の技能向上を図るための</p>

<p>(契約金額 1 億135万3, 350円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化及び車道整備のための道路改良工事である。</p> <p>側溝工の積算において、管（函）渠型側溝据付工については標準積算基準書の歩掛を適用し積算を行っていたが、その適用を誤り、類似の歩掛で積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>課内研修を定期的実施するとともに、平成27年4月より設計積算と精査業務を分業化することによって、設計積算業務体制の強化を図った。</p>
<p>B アスファルト舗装版撤去の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道清川172号線道路改良工事(その3) [No.3]</p> <p>(契約金額7, 809万4, 800円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化及び車道整備のための道路改良工事である。</p> <p>アスファルト舗装版撤去の積算において、標準積算基準書の適用を誤りバックホウによる直接掘削（舗装版破碎積込）を適用すべきところ、コンクリート圧砕機による舗装版破碎工を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>設計積算業務については、所属において監査の指摘事項を参考に研修を実施し、職員の意識改革並びに再発防止に向けて周知徹底を行った。</p> <p>また、所属職員の技能向上を図るための課内研修を定期的実施するとともに、平成27年4月より設計積算と精査業務を分業化することによって、設計積算業務体制の強化を図った。</p>

(4) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>床版架設・設置工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>柳河内1丁目無名橋外1橋橋梁補修工事 [No.6]</p> <p>(契約金額1, 148万5, 950円)</p> <p>本工事は老朽化した橋梁の補修工事である。</p>	<p>設計及び精査担当者共に、現場工程の流れや工法等を十分に理解し、設計・積算及び精査業務に遺漏がないよう指導するとともに、今回の指摘事例や「誤りやすい事例集」を題材のもとに、課内職員（技術職員）へ平成27年8月に研修を実施した。</p> <p>また、上司が設計内容をチェックするための打ち合わせ等を行い、設計及び精査の体制強化を図った。</p>

<p>床版架設・設置工については、標準積算基準書に歩掛がないことから見積りを徴収して積算を行っていたが、誤って設置工の施工費を計上しないまま積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>柳河内1丁目無名橋外1橋橋梁補修工事 [No.6]</p> <p>(契約金額1,148万5,950円)</p> <p>本工事は老朽化した橋梁の補修工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に対応するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>建設リサイクル法の手続き関係について、課内職員（技術職員）へ平成27年8月に研修を実施し法令遵守の周知徹底を図った。</p> <p>(関係法規)</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」</p> <p>また、工事着手届の決裁時に通知書提出の決裁も同時に行い、さらに、工事台帳で通知書の届け出の完了を確認するような体制の強化を図った。</p>

2 テーマ監査

(1) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>博多区管内水路床版等調査業務委託 [No.25]</p> <p>(契約金額584万9,550円)</p> <p>本委託は水路に床版が設置されている部分について目視により現状調査を行う業務委託</p>	<p>委託料の支出については、平成27年6月に職場研修において、完了確認後は、速やかに事務処理や請負者への指導を行うよう、所属職員に周知徹底を図った。</p>

<p>である。</p> <p>委託料支出において、履行完了の確認から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>今後は、適正な支払業務に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
--	--